



物価高騰対応家計応援金の 支給のお知らせ

食料品等の物価高騰の影響を受けている市民生活を支援するため、家計応援金を支給します。

《支給対象者・支給額》

支給対象者：令和8年2月1日において鈴鹿市の住民基本台帳に登録のある方
支給額：世帯員1人あたり5千円を受給権者（世帯主）の口座に支給
します

※令和7年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯（住民税所得割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯を除く。）には、1世帯あたり2千円を上乗せして支給します。

△ 支給を受けるには、手続きが必要です

電子による手続きが
便利です！

電子にて提出する場合、書面で提出するよりも早く受付が完了します。

下記の二次元コードから手続きをしてください。

※手続きには、別紙お知らせの右上に記載されている「確認書番号」が必要です

支給までの流れ

同封の「物価高騰対応家計応援金の支給について（お知らせ）」をご確認ください

電子にて提出する

○電子提出URL：
<https://logoform.jp/form/J4bs/1440333>



※法定代理人を受給する場合は、書面にてご提出ください。

または

書面にて提出する

以下の書類を同封の上、返信用封筒で送付してください（切手不要）。

- ①物価高騰対応家計応援金 支給確認書
- ②受給権者の本人確認書類の写し
- ③受給権者の振込先口座確認書類の写し

応援金が支給されます

4月末以降、順次振り込みます。

電子または書面での受付後、1か月程度が目安です。

※不備がある場合は、不備解消からさらに1か月程度かかります。

期限：令和8年7月31日（金）※当日消印有効

期限内に提出がない場合は、支給できませんのでご注意ください

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

支給手続に関するQ&A

Q 基準日（令和8年2月1日）後に転入・出生した場合は、支給の対象になりますか？

A 基準日において鈴鹿市に住民登録がある方が対象となりますので、令和8年2月2日以降に転入された方や、生まれたお子様は対象になりません。

Q 基準日（令和8年2月1日）後に転出した場合は、支給の対象になりますか？

A 基準日において鈴鹿市に住民登録がある方が対象となりますので、令和8年2月2日以降に転出された方は支給の対象です。令和8年2月1日に転出された方は、支給の対象外です。

Q 基準日（令和8年2月1日）後に世帯主が死亡した場合、手続はどうなりますか？

A 2月2日以降に亡くなられた場合、新しい世帯主が受給権者になり、亡くなられた方の分も併せて支給します。支給確認書の欄外左上の氏名の横に「世帯主死亡 新世帯主〇〇（新世帯主の氏名）」と記載し、新世帯主の口座情報を記載してください。また、新世帯主の本人確認書類及び振込先口座確認書類の写しを添付してください（電子での提出はできません）。一人世帯の方が亡くなった場合は、相続人代表が受給権者になります。手続及び必要書類については、下記コールセンターにお問い合わせください。

Q 振込みが完了したことのお知らせはありますか？

A 振込予定日や完了日をお知らせする通知書は送付されません。通帳を記帳していただくなど、ご自身で入金の確認をお願いいたします。「カケイオウエンキン」の名称で入金されます。

その他、ご不明な点がございましたら、下記コールセンターにお問い合わせください。

問合せ先

すずかしぶっかこうとうたいおうかけいおうえんきんこーるせんたー
鈴鹿市物価高騰対応家計応援金コールセンター

でんわばんごう つうわりょうきんむりょう
電話番号：0120-898-686 （通話料金無料）



市ウェブサイト

うけつけじかん ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん ど にちしゅくじつのを
受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

給付金詐欺にご注意ください

※給付金に関する振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、振込手数料などを求めることは絶対ありません。